

# 韓国における顧客に好まれない商標 および顧客に好まれる商標



特許法人 ERUUM&LEEON

朴晟濬 弁理士

著者は韓国特許庁に約 30 年間従事し、商標デザイン審査局長、特許審判院長、保護協力局長、ジュネーブ特許官などを歴任し、現在は特許法人 ERUUM&LEEON(2003 年設立)のパートナーとして在職中であり、KAIST(Korea Advanced Institute of Science & Technology)で知財権法教授も兼任している。

## 【概要】

韓国と日本は、地理的に最も近い国でもあり経済的にも関係が密接で、毎年日本から韓国に約 6,000 件程度の商標が出願されている。韓国と日本の商標法は、その法体系が類似しており、実務においても大きな違いはないが、韓国固有の社会文化的環境によって、好まれる商標と好まれない商標については異なる部分があり得るので紹介する。

## 【詳細及び留意点】




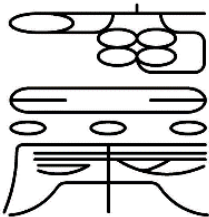
### 1. 顧客に好まれない、または慣習に合わない商標の特徴

#### 1-1 法令、審査基準、ガイドラインに基づく理由

##### (1) 公序良俗に反する商標

韓国商標法（以下「商標法」という。）第 34 条は、識別力があっても公益的観点から登録できない商標の類型を列挙している。ここに列挙された標章の類型は、日本の商標法と類似した規定である。ただし、韓国の審査官は、このうち公序良俗に反する商標規定（商標法第 34 条 1 項 4 号）を多少厳格に適用する傾向がある。特に性的羞恥心を誘発する標章に対して厳格な傾向があり、共産主義革命、金日成主体思想等の北朝鮮に関連した商標に対しても敏感な傾向がある。

また、詐欺師、スリ、賄賂等の刑事上の犯罪に該当する用語や公衆道徳感情を阻害する商標も、やはり公序良俗に反する商標として登録が拒絶されたことがある。この他に、えせ宗教、お札（おふだ）等の迷信を助長したり、国民間の不信と地域感情を助長する文字や図形も登録拒否されたことがある。

標章	出願番号	類/指定商品
 訳：共産党	第 40-2001-0039611 号 (拒絶：(旧)商標法第 7 条第 1 項第 4 号)	第 25 類 Tシャツ、アロハシャツ 等
 訳：賄賂	第 40-2012-0027040 号 (拒絶：(旧)商標法第 7 条第 1 項第 4 号)	第 30 類 菊発酵飲料(甘菊)、発酵 飲料等
 訳：魔術詐欺団	第 40-2017-0066251 号 (拒絶：商標法第 34 条第 1 項第 4 号)	第 41 類 公演企画情報提供業、 公演企画業等
 訳：お札(おふだ)	第 40-2013-0049915 号 (拒絶：(旧)商標法第 7 条第 1 項第 4 号)	第 06 類 金属製記念物、金属製記 念牌等

## (2) 自然物をそのまま表現（写真等）した標章

韓国商標法第 33 条第 1 項は、識別力のない標章の類型を例示しており、このうち 7 号は、1～6 号には該当しないが、その他出所表示としてみるのが難しい場合に登録を拒絶できるようにしている。韓国商標審査基準（以下「商標審査基準」という。）（P.40702 第 4 部第 7 章 1.適用要件）には、これについての例示の一つとして、人・動植物・自然物または文化財を写真撮影・印刷またはコピーする等の形で構成された標章は、識別力がないと規定している。

韓国特許庁での審査慣行では、このような標章は、一旦は指定商品に関係なく識別力がないとみなされ、使用による識別力が認められる場合に限り登録を許容している。

特に、人の肖像写真を標章とした出願に対しても、文字や図形等の異なる要素が結合されていない場合には、指定商品に関係なく登録を拒絶している。

標章	出願番号	類/指定商品
	第 40-2013-0007706 号 (拒絶 : (旧)商標法第 6 条第 1 項第 7 号)	第 30 類 コーヒー・茶
	第 40-2010-0022210 号 (拒絶 : (旧)商標法第 6 条第 1 項第 7 号)	第 31 類 ナッツ{新鮮なもの}、 未加工の穀物等

最近では、K コンテンツの海外進出によって韓国の有名歌手、俳優等の肖像を事業化する場合が多数あり、肖像に対する商標権的保護の必要性が提起されているが、審査慣行は変わっていない\*<sup>1</sup>。現在、著者も有名人の肖像に対する商標としての登録可能性に関して特許法院に提起された訴訟に携わっており、その結果によっては、この分野における審査慣行が今後変わることもあるのではないかと期待している。

\*1 肖像を含む商標に関しては、著名な他人の氏名、肖像、芸名等は登録できないが、本人の同意があれば登録できると規定されている（商標法第 34 条第 1 項第 6 号）。

### (3) 日本語からなる商標の翻訳された意味が商標法各条文に違反する場合

商標審査基準によれば、日本語のひらがな、カタカナで出願された商標は図形ではなく、その音訳または翻訳された意味が商標法各条文に該当するか否かを検討し審査することとなっている（商標審査基準 P.100201 第 10 部第 2 章 外国語の商標に対する審査）。

例えば、日本語の標章の意味が、指定商品の原材料や品質等を直接に表示するならば、性質表示的商標として拒絶され得る。

標章	出願番号	類／拒絶詳細理由
	第 40-2021-0003168 号 (拒絶：商標法第 33 条第 1 項第 3 号、第 7 号)	第 43 類／「우마이」(「うまい」の発音表記) と業種表示に該当する「식당」(訳：食堂) の結合で標章全体的に「美味しい料理を提供する食堂」として観念される。
	第 40-2021-0140532 号 (拒絶：商標法第 33 条第 1 項第 3 号、第 7 号)	第 29 類、第 30 類／文字どおり、韓国においても「おいしい粉」と観念される。

## 1-2. 政治・宗教・社会文化的な理由

### (1) 日韓共通的事由

一般的に、i) 宗教的象徴や用語を用いる商標、ii) 政治的表現を含む商標、iii) 特定の人種・民族等を差別する表現等は、どの国家においても歓迎される商標とは言えない。韓国と日本はいずれも漢字文化圏であり、4 の字は漢字「死」と発音（韓国語では「サ」）が同じで、歓迎されない商標だということも共通して言える。

ところで、最近の韓国の若い世代は、徐々に漢字に馴染みがなくなっている。したがって、中国や日本企業の出願商標の一部に、漢字が含まれる場合がしばしばあるが、韓国国内商標出願においては、漢字のみからなる商標はほとんど見当たらない。

### (2) 麻薬に関する標章

最近、韓国では「麻薬枕」という商標が大きな話題になったことがある。韓国国内で「麻薬」という言葉が「やめられないほど魅力的な」という意味で使われ始めた。しかし、麻薬が大衆にさらに身近に普及され親しく感じられることを警戒しようと、韓

国特許庁では、「麻薬」という用語が入った商標は指定商品に関係なく全て登録を拒絶した（例：麻薬のり巻き、麻薬枕等）。しかし、麻薬枕の出願人が特許法院で勝訴したことにより、麻薬枕は登録された。それにもかかわらず韓国特許庁は、国民の健康と安全に直接的な影響がある商品（食品、医薬品等）や児童等が主な需要者である玩具等の分野では、商標法（第34条第1項第4号）に基づき、「麻薬」の語を含む商標の登録を拒絶している。


### (3) 特定の国家との関係をあまりにも鮮明に現す商標

最近、国際情勢において国家間の対立と利害関係の衝突が深まっており、特定国家との深い関連性を現す商標も歓迎されないことがある。ときには良いイメージとなることもあるが、急変する国際関係により、一瞬にして嫌悪対象の標章になりかねない。最近、米中間の対立やロシアとウクライナとの戦争等により、中国、ロシア等に対する韓国民の選好度が急落しており、特定国家との連帯をあまりにも鮮明に現すことは良い標章とはいえない。日本については、韓国内に製品分野別で非常に好む消費者グループがあると思えば、一方で非友好的な消費者グループがあることも事実である。したがって、日本の過去の帝国主義的特性が現れる標章（例：옥일승천기（訳：旭日昇天旗）、가미가제（訳：神風）等）は、韓国では極めて大きなリスクを伴う商標といえる。

## 2. 顧客の好む商標

### (1) 暗示的な商標

一般的に、商標の選択時に暗示的な商標を良い商標という。製品の特徴や長所を現したいが、直接的すぎる表現の場合、性質表示的な商標として登録できない。したがって、製品の性質を表示しながらも識別力があり、消費者に訴求することができる商標であれば、登録可能性があり、非常に良い商標だといえる。

標章	登録番号および指定商品	登録理由
	登録番号： 4003742470000	体内に素早く吸収されると いう意味を連想させるが、



「스피드」訳：スピード	第30類 緑茶、氷等／第32類 果実液、オレンジジュース等	具体的な観念を直感させない。
<b>브이컷</b> 訳：ブイカット	登録番号： 4018849590000 第10類 顔あご線矯正用バンド等	顔型をVラインに作ってくれる製品ということを連想させるが具体的な観念を直感させない。

## (2) 面白くセンスある商標

韓国の消費者のうち、特に若い消費者グループは、ウィットや楽しさを感じられる商標を好む傾向がある。商標が単に商品の出所表示としてのみ機能するのではなく、その製品に対する面白さと話のネタを提供する手段になることを好む。

したがって、ストーリーがある商標、両義的な意味のある商標等がそのような例といえる。代表的なものとして地域近隣住民間の中古取引プラットフォーム「당근마켓」(発音：タングンマーケット) というものがある。「信頼を基とする近距離中古取引システム」として多少制限はあるが、「取引詐欺を防止できる」という大きな長所を掲げて高い人気を集めている。「당근」(タングン) という言葉は「당신의 근처」(訳：あなたの近所) という言葉の略語だが、同時に野菜の「人蔘」も意味する。したがって、この会社のロゴは、野菜の人蔘の模様を使用している。

この他にも、下記のような事例がある。

\* WAFFLEPANDA/와플판다 (ワッフルパンダ) (登録番号：40-1577352号) は、「와플을 판다」(訳：ワッフルを売る) という意味と「パンダ模様のワッフル」の意味をかけている商標として人気を集めている。



\* 두드림 (ドウドウリム) /DO Dream (登録番号：40-929524号) は「두드리다」(訳：叩く) の意味と「夢を見る」の両方の意味を持っている商標である。

\* 平ラーメン（辛ラーメン）は、韓国の人気ラーメンブランド「辛ラーメン」の「辛」がハングルの「平」（発音：プ）に似ており、「辛ラーメン」を「平ラーメン」と多くの人が呼ぶようになり、「平ラーメン」が「辛ラーメン」のさらに異なる商標名として用いられている。（登録番号：40-1765196）



### (3) 略語商標

韓国におけるMZ世代<sup>\*2</sup>たちは、長い説明や単語を嫌がる傾向がある。数多くのメディアとコンテンツの洪水の中で、長い表現は歓迎されない。したがって、既に知れ渡った商標を略語で呼ぶ傾向があり、それに応じて既存の商標権者たちが、自身の登録商標の略語も商標として自ら追加で出願する傾向がある。

例えば、韓国のSNS基盤のインターネット金融会社である카카오뱅크（カカオバンク）を「카뱅」（カバン）、製菓店として有名な파리바게트（パリバゲット）を「파바」（パバ）、스타벅스（スタボクス（日本で言うスターバックスのこと））を「스벅」（スボク）と呼んでいる。「카뱅」と「파바」は、実際の商標として出願登録もされている。

この他にも、靴・衣類等をはじめとする数多くのオンラインショッピングのプラットフォームである「무신사」（ムシンサ）（登録番号：4011554140000）は元々有名ブランドの限定版スニーカーの写真および国内ストリートファッションに関連した最新の情報提供で有名になり始めたところであり、「무진장 신발사진이 많은 곳」（訳：無尽蔵、靴の写真が多いところ）という言葉の略語である。

\*2 MZ世代とは、主に1980年頃から2010年頃に生まれた層であり、M（ミレニアル）世代とZ世代を合わせている。

### (4) 英文等のアルファベットで表示された商標

韓国では、英文で表示された商標が多数出願されている。特にファッションやビューティー産業に関連した商標の大半は、英語、フランス語等のアルファベットで

表示される商標で出願されている。ハングルの商標の場合であっても、その音訳をアルファベットで併記して出願する場合が多い。

特に、韓国大法院の判決（2012 フ 2463）でハングルと英文の音訳を併記して出願登録された商標に対する不使用取消審判において、英文またはハングルのみ使用した場合にもその商標使用を認めたことにより、アルファベットで表示した商標が好まれている。これは海外輸出の際に海外商標出願および消費者になじみやすい側面も考慮されたものと見られる。

### 【留意点】

何が良い商標であるかを一言で定義することは難しい。特に他の国で使用する商標ならば、その国の固有の言語や文化的な要素だけでなく、国際関係や政治等に関連した文言は、思いもよらず好まれない対象になることもある。韓国人に理解容易なダジャレ、掛け言葉は、需要者に記憶されることから良い商標といえる。反面、識別力欠如、公序良俗違反とされる可能性があるため、出願時には現地代理人と十分に相談することが望ましい。

日本と韓国とは長い交流があり、同じ東アジアの文化的背景を有することから、好き嫌いも概ね一致すると考えられる。一方、現在、韓国内では、ハングルによる商標の使用が好まれ、その方がリスクも少ないことから、ハングルでの商標の使用および権利取得を一考されたい。

### 【ソース】

- ・韓国商標法（日本語）

<https://www.choipat.com/menu31.php?id=26>

- ・韓国商標法（韓国語）

<https://www.law.go.kr/법령/상표법>

- ・韓国商標審査基準（日本語）

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/notice/2023/dd73cb5c7145f751.html>

- ・韓国商標審査基準（韓国語）



<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200146>

- ・韓国特許庁報道資料 2022 年 10 月「特許庁は『麻薬』商標登録を拒絶しています。」

<http://www.kipo.go.kr/ko/kpoBultnDetail.do?ntatcSeq=19591&aprchId=BUT0000029&searchCondition=1&pageIndex=1&sysCd=SCD02&menuCd=SCD0200618&keyword=>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)